

令和5年度（2023年度）函館市地域包括支援センター事業評価 評価結果概要

函館市地域包括支援センター社協

1 センターの概要（令和6年（2024年）3月31日現在）

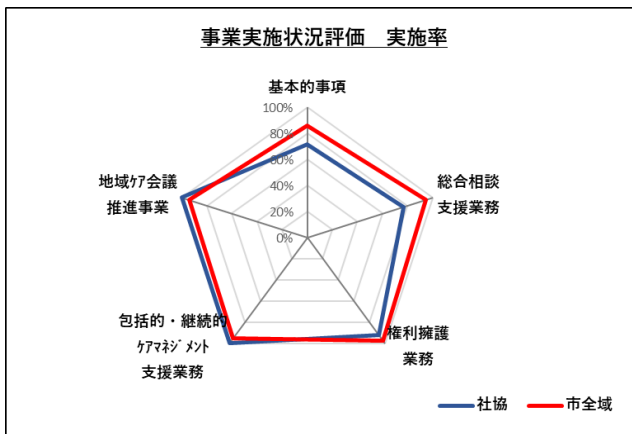
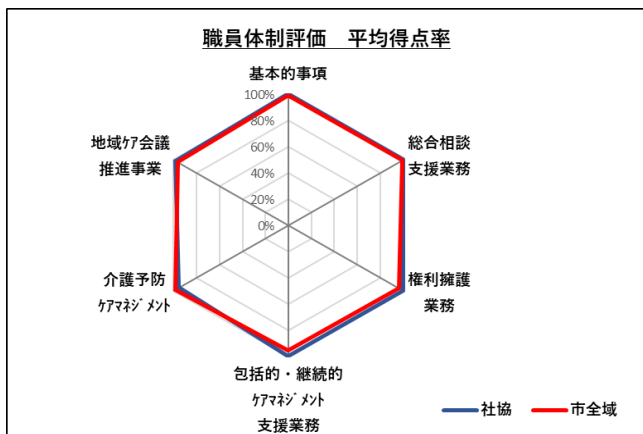
運営法人	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	所在地	函館市館町3番地1
担当圏域	東部圏域（人口：9,488人・高齢者人口：4,814人・高齢化率：50.7%）		
配置基準職員数	4名（保健師1名・社会福祉士1名・主任介護支援専門員1名・事務員1名）		
配置基準外職員数	1名（介護支援専門員）		

2 評価結果概要

(1) 職員体制評価・事業実施状況評価

事業種別	職員体制評価 平均得点※			事業実施状況評価 実施率		
	配点	社協	市全域	項目数	社協	市全域
基本的事項	45.0点	45.0点	44.5点	7項目	71.4%	85.7%
総合相談支援業務	30.0点	30.0点	29.7点	13項目	76.9%	94.6%
権利擁護業務	30.0点	30.0点	28.8点	13項目	92.3%	97.7%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	21.0点	21.0点	20.1点	7項目	100.0%	95.7%
介護予防ケアマネジメント	15.0点	14.3点	14.8点	—	—	—
地域ケア会議推進事業	18.0点	17.7点	17.3点	10項目	100.0%	94.0%
合計	159.0点	158.0点	155.2点	50項目	88.0%	94.0%

※評価尺度の1を3点，2を2点，3を1点として個人の得点を算出し，全職員の得点の合計を職員数で除したものの。



【基本的事項】

○ 課題等

- ・PDCAサイクルの考え方は理解しているが，活動計画の策定時，プロセス（過程）評価とアウトカム（結果）評価が不十分で，前年度の取組を次年度の目標・計画に十分反映できていない。

【総合相談支援業務】

○ 効果的な取組

- ・隔月で，各地域（旧4町村）において医療機関や介護保険事業所が参加する保健医療福祉連携会議を開催しており，関係機関とのネットワークの強化につながっている。

○ 課題等

- ・相談者や相談経路を分析することにより，周知が必要な対象者を明らかにし，周知の強化を図る必要がある。

【権利擁護業務】

○ 効果的な取組および課題

- ・消費者被害の情報の関係機関による地域住民への周知や、金融機関による見守りなど、関係機関の協力を得ることができている。センターとしても、地域で発生している消費者被害の情報を地域住民や関係機関に周知を図る必要がある。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

○ 効果的な取組

- ・持ち回りで圏域内居宅介護支援事業所と事例検討を行ったり、介護支援専門員にアンケートを実施するなど、介護支援専門員が課題と捉えていることを把握するよう努めている。

○ 課題等

- ・圏域外居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当するケースが増加していることから、連携について意識し、連携する機会を増やしていく必要がある。

【地域ケア会議推進事業】

○ 効果的な取組

- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議では、会議開催を契機として、地域課題を解決するための地域づくりや資源開発に結びつけることができている。

○ 課題等

- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議について、地域の実情に応じた内容の工夫等、効果的な会議を計画的に開催していく必要がある。

(2) 運営体制評価

- ・継続勤務年数が長い職員の配置など、センター事業を円滑に実施できる体制が確保されている。
- ・現場の要望も踏まえ、職員が働きやすい職場環境を整えるなど、適切な業務管理が行われている。
- ・外部研修への参加の機会を確保するなど、教育・研修体制が整備されている。

※東部地区については、「恵山地区」「榎法華地区」「南茅部地区」が、厚生労働大臣が定める離島等の特別地域加算の対象地域のため、公益性（同一法人のサービス事業者の利用割合）に関する評価の対象外とする。